

教第17号議案

神戸市教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令の件

神戸市教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

平成29年7月3日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令

神戸市教育委員会公文書管理規程（昭和43年3月教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の取扱い）

第8条の2 電磁的記録の送付については、電子情報処理組織（電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と送付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により行うことができる。

2 電磁的記録の送付に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名（以下単に「電子署名」という。）を行うことができる。

3 電子署名を行うために必要な手続その他の事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年7月10日から施行する。

神戸市教育委員会公文書管理規程ぬきがき（新旧対照表）

（_____は改正部分を示す。）

現 行	改 正 案
<p>(文書の発送) 第8条</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p>	<p>(文書の発送) 第8条</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p style="text-align: center;"><u>(電磁的記録の取扱い)</u></p> <p><u>第8条の2 電磁的記録の送付については、電子情報処理組織（電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と送付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 電磁的記録の送付に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名（以下単に「電子署名」という。）を行うことができる。</u></p> <p><u>3 電子署名を行うために必要な手続その他の事項は、別に定める。</u></p>

神戸市教育委員会公文書管理規程の一部改正及び 神戸市教育委員会電子署名規程の制定について

○改正に至る背景

神戸市立小・中学校・特別支援学校に勤務する県費負担教職員の給与負担及び定数決定等について、兵庫県が有する権限と財源が平成 29 年 4 月に神戸市に移譲されたことに伴い、給与支給事務にあわせて、地方税（個人住民税等）の徴収や給与支給報告の事務を行うこととなった。

上記の事務を行ううえでは地方税法第 317 条の 6 第 5 項及び第 6 項の規定により、給与支払報告書記載事項を電子情報処理組織（eLTAX 等）又は光ディスクを用いた方法により上記の事務を行わなければならないと定められており、eLTAX の導入とそれに係る規程の整備が急務である。

○改正の趣旨

eLTAX を利用して地方税（住民税等）に関する事務をするにあたり、神戸市教育委員会としての「電子署名」が必要になってくる。

現状では神戸市教育委員会には「電子署名」に関する必要事項を定めた「神戸市教育委員会電子署名規程」が存在しない。そのため「神戸市教育委員会電子署名規程」を制定するとともに、併せて「神戸市教育委員会公文書管理規程」において「神戸市教育委員会電子署名規程」を位置づけることが必要である。

以上のことから、「神戸市教育委員会公文書管理規程」の一部を改正し、さらに「神戸市電子署名規程」を新たに制定する。

※「eLTAX」とは、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うため、地方自治体が共同運営するシステムである。

※「電子署名」とは、電子的な手続きにおいて、その電子データの作成者を明らかにし、かつ、作成データの改ざんのないことを示すもの。従来の書面による手続きにおける署名・押印に代わるものとして、電子署名法に規定されている。

電子署名を行うには電子証明書が必要である。電子証明書の添付を併せて行うことで、作成データの改ざん、なりすましを防ぐ。

※「電子証明書」とは、従来の書面による手続きにおける印鑑証明書などに相当するもので、特定の発行機関や認証局が発行する電子的な身分証明書。電子証明書には所有者を証明する情報などが記録されている。

※市費の教職員については、今年度と同様に総務事務センターが給与の支給及び地方税の徴収を行っている。